

## 平成 24 年度からの入札契約制度の見直しについて

**1. 趣 旨** 地域における災害対応、除雪及びインフラ整備など、地域社会の維持に不可欠な役割を担っている地元の建設企業に対し、より一層の受注機会の増大ときめ細かな入札を実施する。

**2. 実施時期** 平成 24 年 4 月 1 日入札公告分から実施

### 3. 見直し内容

#### I. 入札契約制度全般に関すること

##### (1) 市内企業優先の強化【拡充】

①市内に本店を有する企業で、当該年度内に 1 度も受注したことがない者を対象とした一般競争入札の試行【新規】（※24 年 10 月頃から随時開始）

[対象工事] 土木 各区 2 件程度、建築 各区 1 件程度

②市内に本店を有する企業のみ参加できる一般競争入札の試行【拡充】

[拡充内容] 対象事業の拡大、試行件数の拡大

: 下水道推進工事（中大口径【新規】、小口径【継続】）、舗装工事【拡充】

##### (2) 格付けランクに応じたきめ細かな発注【拡充】

①下位ランク（CD）格付け企業のみ参加できる一般競争入札の試行【拡充】

[拡充内容] 試行件数の拡大 : 土木 各区 2 件程度、建築 各区 1 件程度

②区発注工事で A ランク格付け企業も参加できる一般競争入札の試行【拡充】

[拡充内容] 試行件数の拡大 : 土木 各区 1 件程度

##### (3) 適正な競争性の確保【拡充】

①受注回数制限の本格実施【継続】

[内容] 入札公告日の属する年度に、予定価格 3 億円以上（税込）の工事を 3 件（※市外業者にあっては 1 件）以上受注した企業は、当該年度中の同金額以上の工事の入札に参加できないものとする。

②予定価格の事後公表の拡大【拡充】

[拡充内容] 実施件数の拡大 : 土木 原則全て、建築 65%程度

③最低制限価格を 1 万円単位とした一般競争入札の試行【新規】（※現行 10 万円単位）

[対象工事] 土木系工事（土木・舗装・造園） 10 件程度（※総合評価方式を除く）

##### (4) 入札手続き期間の短縮【新規】

できる限りすみやかに請負者を決定し早期着工を図るため、5,000 万円以上 1 億円未満の工事について、入札公告日から入札締切日までの期間を 5 日短縮する（現行 20 日⇒15 日へ）

## Ⅱ. 総合評価方式に関すること

### (1) 改定の基本的方針

公共工事品質を確保しつつ、下記のことについて検討する

- ・ 技術力があり、地域の安心安全に貢献する企業が参加しやすい評価方法とする
- ・ 工事の種類や工事規模、参加企業の規模に応じて評価項目を設定する
- ・ 本年度実施したアンケート調査や各建設業協会等との意見交換会での意見や要望を参考としながら改善を図る

### (2) 対象工事

- ① 土木工事などは2,500万円以上、建築一式工事では5,000万円以上の工事の概ね40%程度、約160件
- ② 総合評価方式の対象としない工事
  - ・ 学校などの工事で、休業期間の施工を必要とし、施工時期に制約がある工事
  - ・ 新潟市での発注実績が非常に少なく、工事経験者が極端に有利になる工事

### (3) 評価項目・配点の見直し

- ① 地域の安心安全の確保に貢献する企業が参加しやすい評価方法とし、工事成績平均点の配点を下げる
- ② 技術力のある企業が参加しやすい評価方法とし、地域貢献度の配点の軽減や案件により評価しない項目を設定することにより相対的に技術力の評価を上げる
- ③ 経済状況が厳しい中、企業の負担軽減のため新規雇用の配点を軽減し区発注案件では評価対象とせず、障がい者雇用については評価を廃止する
- ④ 若手技術者を育成する観点から、小額工事における同種工事の成績の評価を廃止又は、配点を軽減する
- ⑤ 同様に、案件により現場代理人としての経験を評価する
- ⑥ 限られた契約企業が評価の対象となる緊急修繕については、評価を廃止する

### (4) 受注機会の平準化

- ・ 多くの企業の総合評価方式への参加を促進するため、持ち点制を設け、受注回数に応じて持ち点を減点する  
(持ち点2点 ⇒ 1回の受注で0.4点の減点、5回受注で持ち点0点)

担当	I.入札契約制度全般について	新潟市契約課 工事契約係
	II.総合評価方式について	新潟市技術管理課 技術管理係